（生活環境研究部の所掌事務）

第五百四十八条　生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生に係るものをつかさどる。

（健康危機管理研究部の所掌事務）

第五百四十九条　健康危機管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、健康危機管理に係るものをつかさどる。

（国際協力研究部の所掌事務）

第五百五十条　国際協力研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　保健医療等に関する国際協力の企画、調整、実施及び評価に関すること。

二　保健医療等に関する国外の情報の収集及び分析並びに国際保健活動に携わる人材の育成技術に関すること。

（研究情報支援研究センターの所掌事務）

第五百五十一条　研究情報支援研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供に係るものをつかさどる。

第五百五十二条から第五百六十条まで　削除

第七百五条の二に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、国民健康保険組合の行う業務についての指導に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、当該国民健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局以外の地方厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第七百二十八条第一項中「関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る」を「北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く」に改め、同条第二項第二号中「関東信越厚生局」の下に「、東海北陸厚生局」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第七百三十四条第二項中「前条」を「第七百三十三条」に改める。

第七百三十五条第一項中「鑑定課に、」を「関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課に、それぞれ」に改め、「二人を」の下に「、東海北陸厚生局の鑑定課に、鑑定官一人」を加える。

第七百七十七条中「安全衛生課」を「健康安全課」に、「労働衛生課」を「健康課」に改める。

第七百八十一条（見出しを含む。）中「安全衛生課」を「健康安全課」に改める。

第七百八十三条（見出しを含む。）中「労働衛生課」を「健康課」に改める。

別表第四愛知の款岡崎（西尾）の項管轄区域の欄及び別表第五愛知の款西尾の項管轄区域の欄中「、幡豆郡」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三二、四八六人」を「三二、三五一人」に改め、同表中央労働委員会の項中「一一三人」を「一一二人」に改め、同表合計の項中「三二、五九九人」を「三二、四六三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十五号

土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第七十二号）の施行に伴い、及び土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第三号中「であつて農林水産大臣が定めるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2　令第四十八条の二に規定する要件に適合する事業として開始された土地改良事業につき、当該土地改良事業の計画変更後においても、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業（同条第一号に定める「管理事業」をいう。以下この項において同じ。）に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められる場合の法第四十八条第三項の農林水産省令で定める重要な部分は、前項の規定にかかわらず、当該土地改良事業の計画変更により、管理事業に係る土地改良事業計画の事項のうち同項第二号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものの変更を要する事項とする。

一　当該土地改良事業に要する費用

二　当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

第三十八条の二の二中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第三十八条の六の四中「第三十八条の二第二号」を「第三十八条の二第一項第二号」に改める。

第七十五条の三及び第七十六条の十一中「第三十八条の二」を「第三十八条の二第一項」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十七号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、二三七人	
資源エネルギー庁	一、二四五人	